

平成29年1月20日  
パナソニック株式会社

## 特定家庭用機器廃棄物の再商品化等料金改定のお知らせ

平成29年4月1日より再商品化等料金(家電リサイクル料金)を改定いたしますので、特定家庭用機器再商品化法第20条第1項の規定に基づき公表いたします。

### □ 料金改定の内容

品 目	消費税抜き		消費税込み	
	新料金	旧料金	新料金	旧料金
ブラウン管式テレビ(大)	2,200円	2,700円	2,376円	2,916円
ブラウン管式テレビ(小)	1,200円	1,700円	1,296円	1,836円

### □ 改定料金の適用について

- 新料金は、次のいずれかに該当するものに適用いたします。
  - ①家電リサイクル券(管理票)の交付日(引取日)の欄の記載が、平成29年3月31日以前の日付以外のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が平成29年4月1日以降のもの。
  - ②家電リサイクル券(管理票)の交付日(引取日)の欄の記載が、平成29年3月31日以前の日付のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が平成29年5月1日以降のもの。
- 旧料金を、経過措置として次に該当するものに適用いたします。  
家電リサイクル券(管理票)の交付日(引取日)の欄の記載が、平成29年3月31日以前の日付のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が平成29年4月1日より平成29年4月30日までのもの。

#### <適用事例>

		家電リサイクル券(管理票)の交付日欄の記載内容	
		平成29年3月31日以前のもの	平成29年3月31日以前の日付以外のもの
指定引取場所 引渡日	平成29年4月1日より 平成29年4月30日まで	旧料金適用	新料金適用
	平成29年5月1日以降	新料金適用	

- この料金は、1台当りで、全国同一の料金です。
- この料金とは別に、小売業者、市町村等の収集運搬料金が必要となります。